

デジタル化社会に対応した広報基本方針等策定公募型プロポーザル方式  
入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、デジタル化社会に対応した広報基本方針等策定業務委託（以下「当該業務」という。）の契約にあたり、プロポーザル方式により当該業務に最適な事業者を選定する場合に必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 当該業務にかかるプロポーザル方式入札については、デジタル化社会に対応した広報基本方針等策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審議するものとする。

(提案書の提出)

第3条 事業主管課長は、当該業務の提案書の提出要請を行うための募集要項（以下「募集要項」という。）を作成する。

2 提案書の提出の結果、提出者数が2者に満たない場合においても、審査は行うものとする。

(提案書の特定)

第4条 事業主管課長は事業者から提出された提案書を取りまとめ、審査委員会に提出するものとする。

2 審査委員会は提出された提案書及びヒアリング等について、審査委員会で決定された審査基準に基づき評価を行い、当該業務について最適な者を特定するものとする。

3 提案書の特定は、提出要請書において記述した審査項目、審査の着目点によることとする。

4 審査委員会は提案書を特定したときは、特定された提案書の提出者に対して、提案書を特定した旨を特定通知書（様式第1号）にて通知し、提案書を提出した者のうち提案書を特定されなかった者に対して、提案書を特定しなかった旨を非特

定通知書（様式第2号）にて通知するものとする。

（提案書等）

第5条 提案書の内容は、当該業務の審査項目に照らし、極力簡素なものとする。また原則として提出要請書に示されているもの以外の追加資料は受理しないものとする。

- 2 当該業務の実施体制に関する書面に記載した予定従事者は原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等特別な場合には、事業主管課長が同等以上の従事者であると認めた場合に限り予定従事者の変更ができるものとする。
- 3 提案書提出後は、特別な場合を除き提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。
- 4 提案書提出時に、必要な場合は参考見積りを求めることができる。ただし、提出要請書等において参考見積りの取扱いを明らかにしておくものとする。
- 5 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 6 提出された提案書は、提案者に無断で使用しないものとする。
- 7 提案書に虚偽の記載をした者は、当該業務の提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して行橋市物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成24年3月行橋市告示第43号）に基づく指名停止を行うことがあるものとする。

（特記仕様書の作成等）

第6条 特記仕様書の作成にあたっては、特定された提案書の内容を尊重することを原則とする。

- 2 適切な特記仕様書の作成等のために必要な場合は、特定された事業者と提案内容及び業務内容について意見交換を行うことができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この告示は、当該業務の契約締結日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

3行秘第 号

令和 年 月 日

殿

行橋市長 工藤政宏

（市長公室秘書課）

## 特 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで貴社から提出のあった次の業務の提案書については、特定しましたので通知します。

また、今回の提案いただきました業務の仕様及び見積について、契約に向けた作業を早急にさせていただきたくお願い申し上げます。なお、具体的な内容等につきましては、別途ご連絡いたします。

業務の名称：デジタル化社会に対応した広報基本方針（仮称）等策定業務

箇所名：

様式第2号（第4条関係）

3 行 秘 第 号

令和 年 月 日

殿

行橋市長 工 藤 政 宏

（市長公室秘書課）

## 非 特 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで貴社から提出のあった次の業務の提案書については、下記の理由により特定しなかつたので通知します。

ご希望に添えず大変恐縮ですが、多数の自治体から当市の業務に応募いただきましたことに感謝するとともに、貴社のより一層のご活躍をお祈り申し上げます。

業務の名称：デジタル化社会に対応した広報基本方針（仮称）等策定業務

箇 所 名：

記

貴社の提案書については、評価の着目点のうち、主として について、  
他社が優位であると判断したため非特定としたものです。